

【手続名】

健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届

【手続概要】

被保険者が事業所を退職した、死亡した、事業所が廃止になった等、被保険者が資格を喪失したときは届出しなければなりません。

【手続根拠】

健康保険法第36条、第48条、
健康保険法施行規則第29条、第51条
厚生年金保険法第9条、第14条、第27条
厚生年金保険法施行規則第22条

【添付書類】

- ・被保険者証（被扶養者分も含む。）
（高齢受給者証、特定疾病療養受療証、健康保険限度額適用認定証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、交付を受けている方のみ）

※ 被保険者証等が添付できない場合は、その旨を被保険者資格喪失届にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。

（65歳までの定年再雇用の場合）

〔原則として、被保険者資格取得届と同時提出〕

いずれかひとつを添付してください。

- ・就業規則のコピー
- ・退職辞令のコピー
- ・事業主の証明

（届出が60日以上遅延した場合）

賃金台帳および出勤簿のコピー

【提出者】

事業主

【提出先】

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

当該事実の発生から5日以内